

小山町
温水プール
整備事業(素案)



目次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の目的.....	2
第2章 整備の基本方針	3
1 温水プール整備の基本方針.....	3
2 町内施設・団体等との連携方針	4
(1) 学校教育との連携.....	4
(2) 町関係団体等との連携.....	5
第3章 施設整備計画	6
1 必要諸室の設定.....	6
(1) プールエリア.....	6
(2) 共用エリア.....	8
(3) トレーニングエリア.....	9
(4) 施設外部.....	9
2 計画地の概要・敷地条件.....	10
(1) 計画地における事業前提条件.....	10
(2) 敷地利用の基本的な考え方.....	12
3 配置計画.....	13
第4章 事業運営計画	14
1 利用者の想定	14
(1) 町民の利用.....	14
(2) 学校授業での利用.....	14
(3) フレイル（介護予防）事業（介護予防水中トレーニング）の継続実施.....	14
2 学校授業での利用.....	14
(1) 温水プールでの想定.....	14
3 介護予防事業での利用.....	15
4 開館時間.....	15
5 料金.....	15

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

本町では、社会体育施設等の最適化に向けた取り組みとして第5次小山町総合計画や小山町教育大綱など上位計画に基づく「小山町スポーツ振興基本計画」を令和4年3月に策定し、施設の更新や維持管理を進めています。

小学校・中学校のプール（以下「既存プール」という。）にあっては、改修から26年以上経過していることから、現在は経年劣化による腐食や雨漏り、機械設備の老朽化による故障など、その都度応急的な維持修繕等の対応を講じてはいるものの、抜本的な改善が不可避となっており、早急な対策が必要です。

町では、町民の皆様が快適に利用できる温水プール施設（以下「温水プール」という。）を整備することにより、町内のスポーツ環境を充実させ、健康づくりを推進することをめざしています。加えて、温水プールは町民の新しい交流拠点になり得ると期待しています。

本計画では、既存プールの利用状況や学校教育施設をはじめとした町内団体との連携を考慮に入れ、適正な整備計画や管理運営方式等をまとめます。また、子どもから高齢者、障がいのある方など誰もが利用しやすい施設機能を具体的に検討し、規模設定を行います。さらに、本計画は民間事業者（以下「事業者」という。）がノウハウ等を活かして効率的かつ最適なサービスを提案することを想定しており、官民連携手法の利活用を前提として適切な事業手法を示します。

用語の定義

温水プール	… 本町に新しく整備する温水プール
既存プール	… 小学校・中学校のプール
本事業	… 温水プール整備事業
事業者	… 施設的设计・建設・維持管理・運営などを行う民間事業者

第2章 整備の基本方針

1 温水プール整備の基本方針

温水プールの整備は、基本構想における基本方針を踏襲し、以下の7つの方針に基づき整備します。

(1) 多世代が利用できる施設

学校の授業、水泳教室、運動と健康づくりなど幼児から高齢者まで幅広い世代で利用できる施設として整備する。

(2) 町民が望む機能整備

水泳に必要な機能のほか、幼児・低学年が安心して利用できる浅いプール、水中歩行用の設備、リラックス効果のある施設など利用者が求める健康づくりやレクリエーション目的としてのニーズに対応する施設として整備する。

(3) 運動施設としての多様化への取り組み

プール利用に限定せず、各種運動教室や、トレーニング器具を使ってのジム機能を導入する他、休憩や談話などができるコミュニティスペースを設けるなど、施設の機能を多様化する。

(4) フレイル予防

体に負担の少ない水中でトレーニングを行うことができ、無理なく体力の向上が見込め、介護予防に繋がる。

(5) 小中学校授業との連携

年間を通した水泳授業が可能。小中学校の授業に適した施設整備、指導者派遣などの人的な対応も加味する。

(6) 教師の負荷削減

学校の水泳授業・部活動の代行を行うことで、教師の負荷を削減。学校からの送迎も施設側が行うことで、移動の負担も軽減する。

* 移動中も英語等のカリキュラムを提供

(7) 維持管理費用縮減への取り組み

継続的な利用ができるようにコスト削減にも配慮する。

2 町内施設・団体等との連携方針

(1) 学校教育との連携

現在、既存プールでは町内の5つの学校（成美小学校、明倫小学校、足柄小学校、北郷小学校、須走小学校）の水泳授業で活用されています。

各校のプールはすべて屋外型であるため、落雷や気温等天候の影響を受けやすく、安定した利用が望めません。このことは、近年教育指導要領の変更により緻密に教育スケジュールを立てている学校関係者にとっては大きな問題です。さらに屋外プールは、屋内プールと比べて衛生管理や水温管理が難しく、子どもたちが安心して快適に授業を受けるために必要な設備としては課題があります。

これらを踏まえ、温水プールにおいては、これまで自校のプールを利用している学校の児童生徒も将来的には学校の授業で年間を通して利用できることを想定した計画を行います。また、温水プールの運営を担う事業者との連携により、水泳の専門指導員を配置することで、これまでよりも質の高い授業が受けられるようになることが期待されます。さらに、広めの待機場所の確保や会議室の設置など、学校教育にも有効に利用できる施設整備をめざします。

加えて、町民の皆様が使いやすいよう学校利用と一般利用のタイムスケジュール等にも配慮します。



学校設置のプールでの水泳授業

(2) 町関係団体等との連携

① 高齢者支援団体との連携（フレイル予防）

町では、生涯健康で居続けられるまちづくりをめざしております。
要支援・要介護にならないためにも、日頃から運動する習慣を身につけることが大事となります。

こうした中で、町内の高齢者支援団体との連携は重要であり、高齢者にも使いやすい施設整備を進めます。

介護予防事業想定概要

実施日時	… 平日午前
対象者	… 町内在住の 65 歳以上の高齢者
実施内容	… 歩行能力の改善、有酸素運動、バランストレーニング、 全身運動 ほか



想定した利用の様子

第3章 施設整備計画

1 必要諸室の設定

温水プールの必要諸室等及び各諸室に求められる機能等を以下に整理します。

(1) プールエリア

① 25Mプール

- 町民の皆様が広く使いやすい25mプールを設置します。
- 25mプールは、小学校高学年以上が利用できる水深を4～5レーン。低学年が安心して利用できる低水深を2～3レーン設けます。レーン数は学校授業なども考慮し、今後決定してくものとしします。
- 深さは1.1m以上としします。
- 飛び込みは原則想定していませんが、事業者の提案により安全確保のため一定の水深確保が必要なスタート台を使った飛び込みを可としします。
- 町民利用を主として想定し、(公財)日本水泳連盟の公認は求めません。
- 障がい者や高齢者などが使いやすいよう、スロープなどの設備を整備します。

② 歩行用プール

- 水中での歩行運動等の利用を目的とした歩行用プールを設置します。
- 高齢者向け介護予防事業等のプログラムでの使用も想定します。
- 25mプールから独立したプールとして整備し、高齢者の方でも安全に利用できる深さとしします。
- 歩くことが中心のため、ノンスリップ加工を必須としします。

③ 小プール

- 25mプールから独立したプールとして整備し、親子連れの幼児の利用や学校授業が安全に行える深さの小プールを設置します。

④ ジャグジー

- 35度以上の水温で、気泡によるマッサージ効果や採暖、リラックス等の効果があるジャグジーを設置します。
- 体の内部から温める効果、内蔵諸器官の活性化、新陳代謝効果が望まれます。

⑤ プールサイド

- 学校利用など、大人数での利用にも対応できるよう、その他共用部とあわせ、十分な面積を確保します。

⑥ トイレ

- 一般トイレと多目的トイレを整備します。

⑦ 洗体・シャワー室

- 動線などに配慮した利用しやすい設備とします。
- 学校の授業を想定し、一度に大人数が利用でき、衛生面や安全面を考慮した設備とします。
- 性的少数者や障がいのある方など誰もが使いやすい設備とします。

⑧ 更衣室

- 既存プールの利用者の状況を鑑み、男女それぞれ十分な面積を確保します。
- 一度に大人数が利用できるなど、学校の授業を想定した設備とします。
- 性的少数者や障がいのある方など誰もが利用しやすい更衣室を整備します。

⑨ サウナ

- 直接体を動かすことが難しい方でも、血流の流れを良くする効果を得られ、健康維持ならびにリラックス効果が望まれるため、サウナを設置します。

⑩ アイスバス

- サウナや運動後にアイスバスに入ることにより、血管の収縮・拡張が促され、血行の改善が期待できます。
- 単なる水風呂ではなく、一定の水温を維持できるアイスバスを導入することで、安定した温度差になるため、より高い効果を得られます。

⑪ 監視室

- プールエリア全体が監視しやすい監視室を整備します。

⑫ 救護室

- 迅速な救護が可能となるよう、監視室と隣接した位置に救護室を整備します。

⑬ 採暖室

- 水泳中、プールサイドでの体の冷えを改善し、怪我や事故などを防止します。

(2) 共用エリア

① 受付・券売・管理・事務室など

- 事業者が運営を行う場所及び機能については事業者提案を想定します。

② ホール

- 学校の水泳授業等での待機場所などに利用できるスペースを確保します。

③ 会議室

- 町民団体や学校関係者など、町民の皆様が会議や研修などにも利用できる会議室を確保します。

④ 観覧席

- プールを観覧できるスペースを確保します。

⑤ コミュニティスペース

- 椅子・机等を配置するなど、町民が憩えるスペースを確保します。

(3) トレーニングエリア

① ジム

- 健康増進を目的として、運動機器などをバランスよく事業者提案による設置を想定し、十分な面積を確保します。
- 熱気や湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備とします。

② スタジオ

- ダンスやストレッチ、スポーツ教室等での使用を想定し、十分な面積を確保します。
- 熱気や湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備とします。

(4) 施設外部

- 施設外部のスペースの利活用については、事業者提案を想定しています。

2 計画地の概要・敷地条件

(1) 計画地における事業前提条件

計画地における事業前提条件は以下に示すとおりです。



敷地周辺地図

所在地	静岡県駿東郡小山町阿多野 小山町総合文化会館周辺
容積率	200%
建ぺい率	60%
防火指定	なし



(2) 敷地利用の基本的な考え方

敷地利用の基本的な考え方は以下のとおりです。

① 温水プールについて

- 周辺環境へ配慮した配置とします。
- 小山町総合運動公園、小山町総合体育館の関係者と協議を行って行きます。
- ユニバーサルデザイン等を考慮した施設整備を想定します。

② 駐車場について

- 学校授業を考慮しバスの利用ができることを想定します。
- 駐車台数は隣接している小山町総合運動公園、小山町総合体育館の関係者と協議を行って行きます。

③ 敷地利用について

- 敷地内道路は事業者提案とします。
- 事業者提案により、空地には新温水プールの建物以外にも附帯施設が配置されることを想定します。

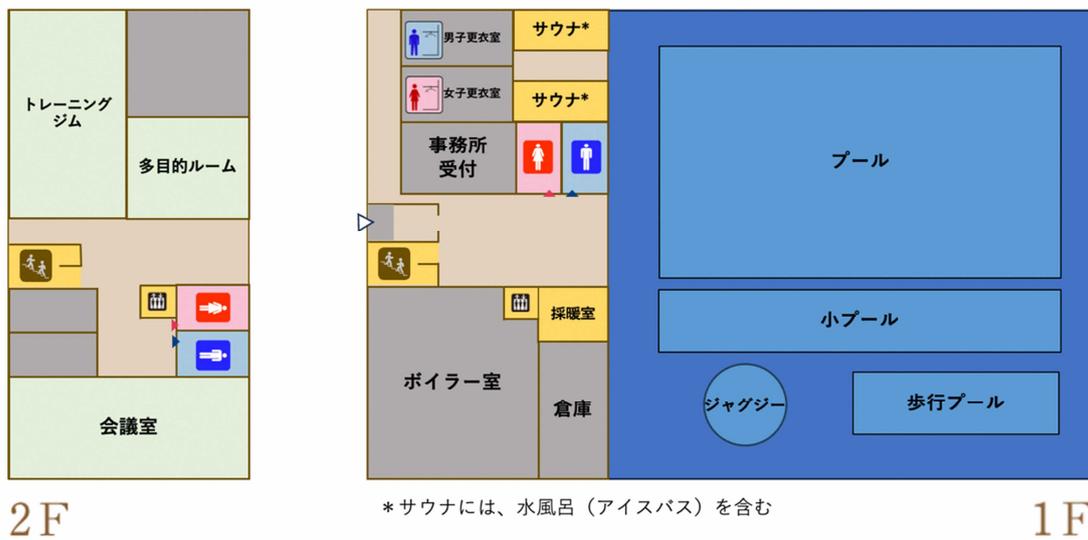
④ 排水について

- 敷地内の排水経路は、近隣施設などを考慮し、検討していきます。

3 配置計画

施設平面図モデルプラン

施設のモデルプランにおける基本的な考え方は以下のとおりです。



第4章 事業運営計画

1 利用者の想定

温水プール整備の基本方針及び既存プール利用者の利用状況を基に新温水プールの利用者を想定します。

(1) 町民の利用

- 子どもからお年寄りまで幅広い利用を想定します。

(2) 学校授業での利用

- 町内すべての小中学校の利用を想定します。
- 学校授業は平日の午前中のみの実施を想定します。（1～4限の実施を想定）

(3) フレイル（介護予防）事業（介護予防水中トレーニング）の継続実施

- 歩行用プールでの実施を想定します。
- 利用対象者は、町内在住の65歳以上の高齢者（介護保険非該当及び要支援1・2の方）を想定しています。

2 学校授業での利用

(1) 温水プールでの想定

- 既存利用と同じく原則平日の午前中の実施を想定しています。（1～4限の実施を想定）
- 低学年は低水深の3レーンを利用することを想定します。
- 小学生高学年以上は、通常の水深である4レーン程度の使用を想定します。
- 学校の水泳授業を施設側で代行することで、教師の負荷を削減します。
- 部活動、スイミングクラブを実施することで、学生の体力向上に繋がります。
- 学校からの送迎も施設側が行うことで、移動の負担も軽減します。
 - * 移動中も英語等のカリキュラムを提供

3 介護予防事業での利用

高齢者向け施設も併設することで、体に負担の少ない水中でトレーニングを行うことができ、無理なく体力の向上が見込め、介護予防に繋がります。

トレーニング施設での、フレイル予防プログラムを提供します。

4 開館時間

開館時間は現状をベースとして、平日の午後と土曜・日曜・祝日の午前～午後を想定しています。

平日の午前中の利用は、学校の水泳授業利用との併用も視野に入れて事業者提案とします

5 料金

誰もが利用可能な1回単位の基本料金のほか、事業者提案により月単位などの会員制料金、プールのみ・ジム・スタジオのみの施設ごとの料金など、利用者のニーズに合わせた料金設定を想定します。